

# 宇治茶荒廃茶園防止モデル事業実施要領

## 第1 趣旨

山城地域の煎茶地帯等では、他の地域に比べ後継者の確保割合が低く、このままでは茶業の担い手が減少するとともに荒廃茶園が拡大し、茶業の継続が危ぶまれる。荒廃茶園の発生を防止するためにこれまで個々の生産者間で茶園管理の受委託が行われてきたが、波及効果が小さく、地域の担い手を確保するまでに至っていない。新たな担い手を確保・育成するためには組織（法人）が受託する方向へ誘導し、荒廃茶園の発生を防止する必要がある。

そこで、共同製茶工場を運営する法人が地域における茶業の担い手の確保モデルとし、その成果を他の地域にも広げるため、新規就農者の受け皿となる新たな経営部門として茶園管理（受託）を開始する際に、必要となる小型茶園管理機械の導入に対して支援する。

## 第2 事業の内容等

事業内容、事業実施主体、採択基準等及び補助率は別表1のとおりとする。

## 第3 事業の実施等

本事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### 1 事業実施計画

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別記第1号様式）を作成し、事務所の所在する市町村長に提出する。
- (2) 市町村長は事業実施計画書の内容を検討し、適当と認めた場合は、規則第5条に規定する補助金交付申請書（別記第2号様式）に事業実施計画書を添付し、知事に提出する。
- (3) 知事は、提出のあった事業実施計画書を審査し、その内容が本事業の趣旨に照らして適当と認めたときは、市町村長に対して、事業計画の承認を行うものとし、承認は補助金交付決定をもって代えるものとする。
- (4) 規則第9条の規定により知事の承認を受けなければならない変更は次に掲げるとおりとし、その手続きについては、補助金変更承認申請書（別記第3号様式）を用い、(1)から(3)までの規定を準用する。
  - (ア) 事業費総額の2割を超える増減
  - (イ) 事業実施主体の変更
  - (ウ) 導入機械の変更

## 2 事業の実施

この事業の円滑かつ確実な実施を図るため、事業実施主体は府及び市町村の指導に従うものとする。

## 3 実績報告

規則第13条に規定する実績報告は、補助金実績報告書（別記第4号様式）によるものとし、その提出期日は別に定める。

## 4 状況報告

規則第11条に規定する状況報告は、遂行状況報告書（別記第5号様式）によるものとし、その提出期日は別に定める。

## 第4 事業年度

本事業の事業年度は当該年の4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第5 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

## 附 則

この実施要領は、平成29年4月1日から施行する。